

公 告

公 告 第 445 号

令和5年4月1日

大和ハウス工業健康保険組合
理事長 香曾我部 武



令和5年3月1日付大和健発第129号をもって、近畿厚生局長宛に認可申請したところ、令和5年3月10日付近厚発0310第71号をもって認可があったので、公告する。

■組合規約 新旧条文対照表（別添）

新旧条文対照表

新	旧
<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和ハウスブルーム株式会社 大阪市北区</p> <p><u>神山運輸株式会社</u> <u>愛媛県伊予郡松前町</u></p> <p><u>株式会社神山トランスポート</u> <u>愛媛県伊予郡松前町</u></p>	<p>(事業所の名称及び所在地) 第4条 この組合が設立されている事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和ハウスブルーム株式会社 大阪市北区</p>
<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和ハウスブルーム株式会社</p> <p><u>神山運輸株式会社</u></p> <p><u>株式会社神山トランスポート</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>(組合員の範囲) 第43条 この組合は、全国に所在する次に掲げる事業所に使用される被保険者（その資格を喪失し、法第3条第4項及び法附則第8条の規定により、この組合の被保険者の資格を取得した被保険者を含む。）を組合員の範囲とする。</p> <p>大和ハウス工業株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>大和ハウスブルーム株式会社</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>
<p>附 則 この規約は、令和 5年 4月 1日 から施行する。</p>	